

=目次=

1. 重大事故情報＝5件（9月25日～10月2日分）
  - (1) 停車中バスの出火事故
  - (2) タクシー運転者の飲酒による逆走
  - (3) トラックの玉突き事故
  - (4) トラック運転者の無免許運転
  - (5) 路線バスの対向車衝突事故
  
2. 重大事故情報の新たな知見＝3件（6月19日、8月19日、8月24日分）
  - (1) 走行中タクシー運転者心肺停止
  - (2) 乗合バスの路外逸脱横転事故
  - (3) タクシー運転者の自家用自動車での事故により無免許運転発覚逮捕
  
3. 自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正について



【1. 重大事故情報＝5件】（9月25日～10月2日分）

(1) 停車中バスの出火事故

～日常点検整備及び定期点検整備等の実施の徹底を！～

10月1日午前7時40分頃、新潟県で貸切バスが客扱い場所にて停車したところ、左前輪付近から煙が出ていたため、乗客を非難させたのち消火作業を行ったもの。

この火災により、当該バスの左前輪付近を焼損した。

貸切バスには、市内の小学生の児童23名が乗車していたが、事故当時、乗客乗員はすべて避難したため、ケガ人はなかった。

なお、火災の原因等詳細については、警察等が調べを進めている。

(車両情報) 車名：三菱、型式：U-MS729S

初度登録年月：平成3年4月（18年経過）

(2) タクシー運転者の飲酒による逆走

～運転者に対して、飲酒運転・酒気帯び運転は犯罪であることの再認識の徹底を！～

9月25日午前3時頃、タクシー運転手は、京都府の京滋バイパス下り線の巨椋インターチェンジから宇治トンネル付近間の約6キロを逆走し、Uターンした。

その後、目撃情報をもとに警察が、同社内にいた当該タクシー運転手を見つけ、呼気中1リットルから0.15ミリグラム以上のアルコールが検出され、道路交通法（酒気帯び運転）の疑いで逮



診及び加療の確実な実施を！～

6月19日午前7時30分頃、岐阜県でタクシーが道路脇の街路灯に衝突した。

事故の連絡により救急隊員が駆けつけたところ、当該運転者はすでに心肺停止状態であり、直ちに病院へ搬送されたが、午前8時20分に死亡が確認された。

なお、当該運転者の死因は心臓動脈瘤破裂とのことであり、この疾病のため、運転中に気を失った。

また、事故当時、当該タクシーは空車であったため、他にケガ人等は生じていない。

(新たな知見)

事業者から提出された自動車事故報告書等によれば、事故直前に受診した健康診断の結果に異常が認められていたとのこと。

## (2) 乗合バスの路外逸脱横転事故

～運転操作以外の操作によるわき見運転等が大惨事を招くことの再認識を！～

8月19日午前11時40分頃、北海道で乗合バスが対向車線にはみ出し、道路右側に逸脱し、横転した。

この事故で、当該バスの運転者及び乗客の計8名のうち5名が打撲などのケガを負った。

(新たな知見)

事業者から警察への供述によると、運転者が無線操作に気をとられた脇見運転であったことがわかった。

## (3) タクシー運転者の自家用自動車での事故により無免許運転発覚逮捕

～点呼時において、各運転者に対し運転免許証がカラーコピー等でないか、パスケース等から取り出して直接の確認を！～

8月24日午前5時40分頃、北海道で軽乗用車がセンターラインをはみ出し、対向車線を走行してきた乗用車と衝突した。

この事故で、乗用車運転者が首などに軽傷を負った。

軽乗用車運転者は、警察の調べにより、タクシー運転者であることが確認され、また、無免許運転であることが発覚し、道路交通法違反（無免許運転）の容疑で現行犯逮捕されたもの。

タクシー運転者は、人身事故を起こし、今月から免許停止中であったが、この日、午前5時頃までタクシーを乗務した後、軽乗用車（自家用車）で自宅に帰宅する途中に当該事故を起こしたものである。

(新たな知見)

事業者からの情報によれば、当該運転者は有効な運転免許証をカラーコピーにより複製しており、点呼の際に見抜けなかったとのことであった。



### 【3. 自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正について】

国土交通省では、事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会でとりまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、事故削減、事後チェック機能の強化及び事業用自動車の輸送の安全の向上を図るため、次の改正の概要のとおり、自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等を改正しましたのでお知らせします（平成21年10月1日から施行）。

#### 1. 改正の概要

##### <監査方針>

##### ① 巡回監査の端緒として、次の者を追加。

- ・ 第1当死亡事故を引き起こした事業者（特別監査を行うものを除く。）
- ・ 行政処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、監査を行うことが必要と認められる事業者
- ・ 自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客事業者であって、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがある事業者
- ・ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の特定地域において増車認可申請をした一般乗用旅客自動車運送事業者

など

##### ② 巡回監査及び呼出監査の端緒として、次の者を追加。

- ・ 関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者
- ・ 事業用自動車の車両火災事故（旅客自動車に限る。）又はホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者
- ・ 整備不良に起因する死傷事故を引き起こした事業者

など

##### <行政処分基準等>

##### ① 飲酒運転等に対する処分基準を強化（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）。

- ・ 処分日車数の強化 初違反80日車→100日車  
再違反240日車→300日車
- ・ 飲酒運転等を下命容認した場合の即時事業停止期間の延長 7日→14日
- ・ 飲酒運転等+重大事故に係る指導監督義務違反の場合の即時事業停止期間の延長 3日→7日
- ・ 飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合、即時事業停止処分（3日）を創設

##### ② 社会保険等未加入（事業の健全な発達を阻害する競争行為）に対する処分基準を強化。

- ・ （旅客自動車運送事業）処分基準の創設
  - 一部未加入 初違反10日車 再違反30日車
  - 全部未加入 初違反30日車 再違反90日車
- ・ （貨物自動車運送事業）処分基準の強化
  - 一部未加入 初違反警告→10日車 再違反20日車→30日車

全部未加入 初違反20日車→30日車 再違反60日車→90日車

- ③ 最低賃金法違反（事業の健全な発達を阻害する競争行為）に対する処分基準を創設（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）。

一部の支払い 初違反10日車 再違反30日車

全てへの支払い 初違反30日車 再違反90日車

- ④ 運転者に対する指導監督に係る記録の作成保存義務違反に対する処分基準を創設（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）。

記録義務違反 初違反警告～20日車 再違反20日車～60日車

保存義務違反 初違反警告～20日車 再違反20日車～60日車

- ⑤ 点検整備未実施に対する処分基準を強化（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業）。

・ 日常点検の未実施

初違反勧告～3日×違反台数 → 警告～5日×違反台数

再違反3日～9日×違反台数 → 5日～15日×違反台数

・ 定期点検整備の未実施

初違反警告～5日×違反台数 → 警告～10日×違反台数

再違反5日～15日×違反台数 → 5日～30日×違反台数

・ 点検整備記録の改ざん

初違反3日～5日×違反台数 → 5日～10日×違反台数

再違反9日～15日×違反台数 → 15日～30日×違反台数

など

- ⑥ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行関係（一般乗用旅客自動車運送事業）

特定地域内の営業所における一定の違反についての処分日車数を加重。

イ 特別監視地域の指定後に新規許可等を受けた者による違反は3.5倍

ロ 監査時車両数（監査等により違反事実を確認した時点における営業区域ごとの一般乗用旅客自動車運送事業者の一般車両の合計数）を基準車両数よりも増加させている者による違反（イの場合を除く。）は3.5倍

ハ 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させていない者による違反（イ及びロの場合を除く。）は2倍

ニ 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させている者による違反（イの場合を除く。）は1倍

ホ 二のうち、特定地域に指定された後に減少させている者による違反は1.5倍

など

- ⑦ その他の処分基準の強化

・（貨物自動車運送事業）コンテナの落下防止措置未実施

